

## 井原市四季が丘団地企業誘致補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、四季が丘団地企業用地の早期分譲を促進し、産業の活性化及び高度化並びに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定及び向上に資するため、四季が丘団地企業用地を取得し、工場等を建設し、操業を開始した企業に対して、予算の範囲内において井原市四季が丘団地企業誘致補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業用地 四季が丘団地企業用地をいう。
- (2) 製造工場 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (3) 研究所等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 工業製品に係る研究所
  - イ バイオテクノロジーに係る研究所
  - ウ 光通信又は電気通信に係る研究所
  - エ ソフトウェアハウス
  - オ システムハウス
  - カ 高度情報処理産業に係る事業所
  - キ 高度な機械修理業に係る事業所
  - ク ディスプレイ業に係る事業所
  - ケ 非破壊検査業に係る事業所
  - コ デザイン業に係る事業所
  - サ 機械設計業に係る事業所
  - シ エンジニアリング業に係る事業所
  - ス その他当市における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所
- (4) 物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除くものをいう。
- (5) 工場等 製造工場、研究所等及び物流施設をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 企業用地を一度に全部取得すること。
- (2) 企業用地の売買契約を締結し、その契約を締結する日から起算して3年以内に工場等の建設に着手すること。

(補助金額)

第4条 補助金額は、次表の左欄に掲げる補助金の要件の区分に応じて、同表右欄に定める額とする。

補助金の要件		補助金額
製造工場	新規常用雇用者数が30名以上	2億円
	新規常用雇用者数が10名以上	1億円
研究所等又は物流施設	固定資産投資額が2億円以上	1億円

(認定申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、原則として工場等の建設工事に着手する日の30日前までに、井原市四季が丘団地企業誘致事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 企業用地に係る土地売買契約書の写し
- (2) 工場等建設計画書（図面添付）
- (3) 工場等の組織及び事業内容の概要
- (4) 定款
- (5) 法人登記事項証明書
- (6) 法人に係る印鑑証明書
- (7) 申請時前3か年分の営業報告書
- (8) 事業税完納証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(認定通知)

第6条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、認定の決定を行い、当該認定申請をした者に対し、井原市四季が丘団地企業誘致事業認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の認定通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が、認定に係る工場等（以下「認定工場等」という。）の建設内容を変更しようとするときは、原則として変更工事着手の30日前までに井原市四季が丘団地企業誘致事業変更認定申請書（様式第3号）を、認定工場等の建設を中止しようとするときは、井原市四季が丘団地企業誘致事業中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更認定を行い、認定企業に変更認定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

3 第1項の中止届出書を市長が受理したときは、認定通知は、効力を失うものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の認定

又は前条第2項の変更認定の取消しをすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手續によることなく、認定された建設の内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、その旨を当該認定企業に対し書面により速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする認定企業（以下「交付申請者」という。）は、認定工場等において操業又は事業を開始後1年6か月以内に市長に対し、井原市四季が丘団地企業誘致補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 企業用地に係る登記事項証明書
- (2) 工場等の建設概要（図面添付）
- (3) 工場等の完成写真
- (4) 法人に係る市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定)

第10条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、井原市四季が丘団地企業誘致補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助金の交付決定及び交付額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定及び交付額確定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第12条 認定企業は、市長からの事業報告の要求等補助金の交付に関する必要な指示に従わなければならない。

(補助金の支払)

第13条 補助事業者は、第10条の規定による補助金の交付決定及び交付額の確定があったときは、井原市四季が丘団地企業誘致補助金請求書（様式第8号）により、市長に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第14条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第10条の交付決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。
- (2) 正当な理由によることなく認定工場等の操業又は事業の開始後10年以内に営業を

休止し、又は廃業したとき。

(3) この要綱に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消した場合において、既に補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(報告義務)

第17条 補助事業者は、補助金交付の対象となった認定工場を、操業開始後10年以内に営業を休止し、又は廃業するときは、市長に書面で報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった認定工場を、操業開始後10年以内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定による失効前の井原市四季が丘企業誘致補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第14条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月24日告示第37号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。